

菊川市の人事行政の運営等の状況について

菊川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成21年菊川市条例第45号)第6条の規定に基づき、次のとおり公表します。

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の給与の状況
- 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 職員の分限及び懲戒処分等の状況
- 5 職員のサービスの状況
- 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

【市役所】

(1-1) 職員の採用の状況(平成26年4月1日)

(単位:人)

大学卒	短大卒	高校卒	その他	計
13	3	3	0	19

※菊川病院の退職者分(1人)を含む

(2-1) 職員の退職の状況(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位:人)

定年退職	勧奨退職	自己都合退職等	計
4	0	10	14

【菊川病院】

(1-2) 職員の採用の状況(平成26年4月1日)

(単位:人)

大学卒	短大卒	高校卒	その他	計
4	7	0	0	11

(2-2) 職員の退職の状況(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位:人)

定年退職	勧奨退職	自己都合退職等	計
6	0	16	22

(3) 定員管理の状況

① 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

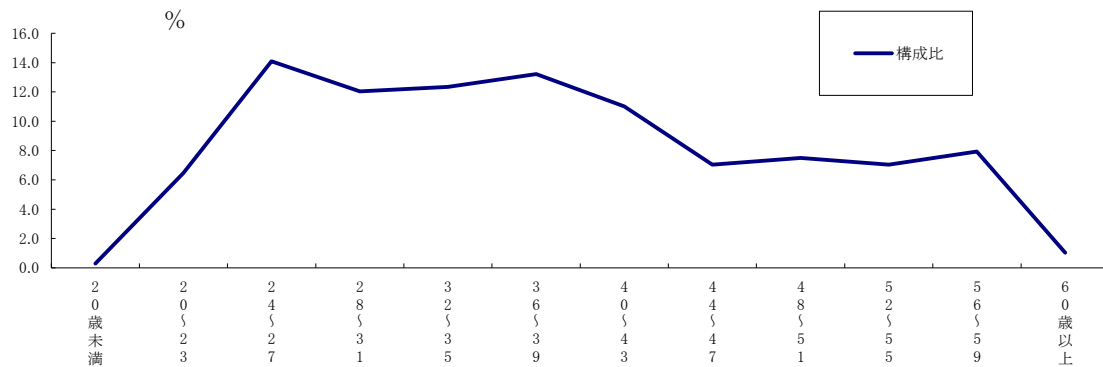
(単位:人)

部門			区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数
			平成26年度	平成25年度		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	
		総務	83	79	4	
		税務	22	23	△ 1	
		労働	0	0	0	
		農林水産	14	14	0	
		商工	6	7	△ 1	
		土木	32	32	0	
		民生	32	35	△ 3	
		衛生	24	22	2	
	小 計		217	216	1	
	特別行政部門	教育	63	59	4	
		消防	62	62	0	
		小 計		125	121	4
	計		342	337	5	
公営企業等	会計部門	病院	302	306	△ 4	
		水道	9	10	△ 1	
		下水道	8	9	△ 1	
		その他	21	19	2	
	小 計		340	344	△ 4	
合 計			682	681	1	

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。(教育長を含む)

平成26年3月末住民基本台帳人口	47,758
人口千人当たりの普通会計職員数	7.2人

② 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2	44	96	82	84	90	75	48	51	48	54	7	681

③ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 第2次定員適正化計画

(7) 計画期間 平成23年度から平成28年度までの6年間

(イ) 対象職員 一般行政部門、消防を除く特別行政部門(教育長を含む)、病院を除く公営企業等会計部門の職員

(ウ) 基本方針 減員を要する部門と増員による強化を要する部門を見極め、以下の方針により定員の適正化を推進し、効率的な行政運営を目指します。

今後の退職者の見込み及び財政状況に配慮しながら職員の新規採用を抑制することで、全体の職員数の合理化を進めますが、年齢構成等にも十分考慮していきます。

専門性の高い業務や保健師、幼稚園教諭等の専門職員については、市民サービスの低下を招かないよう十分配慮します。

- ・民間委託や指定管理者制度の推進
- ・事務事業の改善、効率化
- ・人材の育成
- ・非常勤職員等の活用
- ・組織機構の見直し

イ 年次別計画職員数及び実績職員数

(単位:人)

部門別	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
普通会計部門		275	276	274	272	269	268
	一般行政部門	214	214	212	211	209	209
	教育	61	62	62	61	60	59
公営企業等会計部門		40	39	40	39	39	38
	水道	10	10	10	10	10	10
	下水道	10	9	9	9	9	9
	その他	20	20	21	20	20	19
計画職員数 計		315	315	314	311	308	306

普通会計部門	273	279	275	280	-	-
公営企業等会計部門	42	38	38	38	-	-
実績職員数 計	315	317	313	318	-	-
前年度対比	△ 5	2	△ 4	5	-	-

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

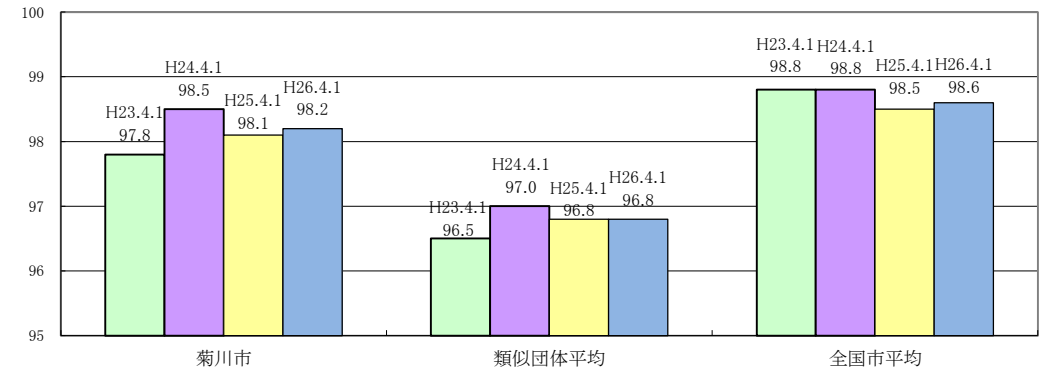
区 分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 平成24年度の人件費率
25年度	人 47,941	千円 18,282,830	千円 495,473	千円 2,601,622	14.2%	15.8%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	うち期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 336	千円 1,195,023	千円 624,118	千円 433,581	千円 1,819,141	円 5,414,110

- (注) 1 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。(教育長を除く)
2 職員手当には退職手当を含みません。
3 普通会計とは、一般会計に特別会計の一部を合算したものです。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

- ・行政職給料表(1)、医療職給料表(2)及び(3)について、国の見直し内容を踏まえて引下げ。(平成27年4月1日実施)
- ・激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
菊川市	41.3 歳	314,578 円	361,760 円	336,632 円
静岡県	42.6 歳	340,024 円	437,474 円	374,184 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	43.0 歳	322,530 円	372,533 円	346,990 円

イ 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額A	平均給与月額(国比較ベース)B	類似職種	平均年齢	平均給与月額B	A/B
菊川市	54.1歳	8人	298,413円	315,744円	303,913円	—	—	—	—
うち調理員	53.6歳	3人	339,233円	351,517円	347,900円	調理士	43.7歳	257,900円	1.36
うちその他技能労務職	54.5歳	5人	273,920円	294,281円	277,520円	—	—	—	—
静岡県	53.4歳	234人	335,885円	382,205円	365,123円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
類似団体	50.1歳	20人	304,885円	326,598円	316,352円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員C	民間D	C/D
菊川市	—	—	—
うち調理員	5,491,831円	3,414,700円	1.61

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用(平成22～24年の3カ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 □「平均給料月額」は平成26年4月1日現在の額です。

2 □「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。□また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 一般行政職とは、幼稚園教諭、保健師、医療職、消防職、企業職(水道)、技能労務職(給食調理員など)などを除く事務職です。

② 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

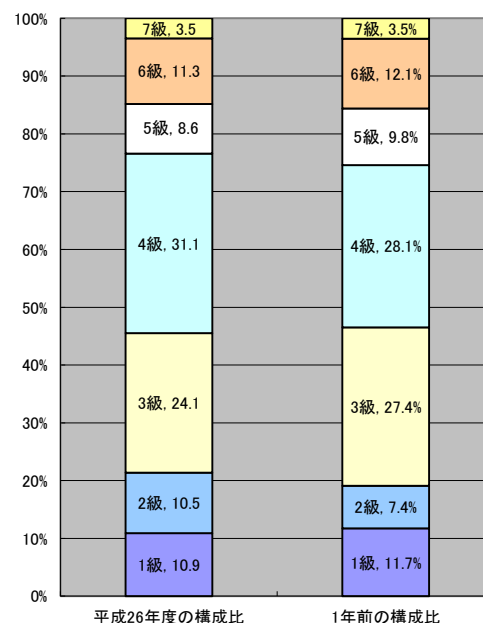
区 分		菊川市	静岡県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	180,158 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	145,598 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	142,978 円	- 円
	中 学 卒	- 円	130,181 円	- 円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成26年4月1日現在)

区 分		10年以上～15年未満	15年以上～20年未満	20年以上～25年未満
一般行政職	大 学 卒	283,218 円	335,547 円	366,909 円
	高 校 卒	245,900 円	297,929 円	334,600 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円

(6) 一般行政職の級別職員数等及び給料表の状況

区 分	標準的な職務内容	1号給の給料月額	最高号給の給料月額	職員数	構成比
7級	部長、事務部長、議世事務局長	366,200 円	456,200 円	9 人	3.5 %
6級	課長、局長、館長、室長	320,600 円	422,600 円	29 人	11.3 %
5級	主幹	289,200 円	400,600 円	22 人	8.6 %
4級	係長、主任主査	261,900 円	388,300 円	80 人	31.1 %
3級	主査	222,900 円	354,700 円	62 人	24.1 %
2級	主事	185,800 円	307,800 円	27 人	10.5 %
1級	主事	135,600 円	243,700 円	28 人	10.9 %
計				257 人	100.0 %



(注) 1 菊川市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

菊川市	静岡県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,290 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,519 千円	-
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 一般職員 2.60 月分 特定幹部職員(2.20 月分)(1.75 月分)	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (2.20 月分)(1.75 月分)	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (2.20 月分)(1.75 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～17%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

② 退職手当（平成26年4月1日現在）

菊川市				国							
(支給率)		自己都合		応募認定・定年		(支給率)		自己都合		応募認定・定年	
勤続20年		21.62 月分		27.025 月分		勤続20年		21.62 月分		27.025 月分	
勤続25年		30.82 月分		36.57 月分		勤続25年		30.82 月分		36.57 月分	
勤続35年		43.70 月分		52.44 月分		勤続35年		43.70 月分		52.44 月分	
最高限度額		52.44 月分		52.44 月分		最高限度額		52.44 月分		52.44 月分	
その他の加算措置		役職加算				その他の加算措置		役職加算			
		定年前早期退職特例措置						定年前早期退職特例措置			
1人当たり平均支給額		6,355千円		20,982千円				(2%～20%加算)			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均です。

③ 一般職・消防職に係る特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

区 分		全 職 員	
支給実績(平成25年度普通会計決算)		6,058 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度普通会計決算)		110,145 円	
普通会計関係職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		16.4 %	
手当の種類(医療職に係る手当を除く。)		4種類	
手当の名称	主な支給対象	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
清掃業務従事者手当	廃棄物の収集、焼却、埋立作業に従事した職員	0千円	1回につき500円
感染症防疫業務手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは感染症菌の付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事した職員 感染症菌を有する家畜若しくは感染症菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した職員	0千円	1回につき650円
夜間特殊業務手当	深夜の正規の勤務時間において、業務に従事した職員	4,155千円	1回につき800円
緊急出動手当	火災等及び救急救助の災害現場において、業務に従事した職員	1,903千円	消防活動に従事した機関員 1回につき520円
			消防活動に従事した隊員 1回につき400円
			救急業務に従事した救急救命士 1回につき520円
			救急業務に従事した隊員 1回につき330円
			救助活動に従事した職員 1回につき520円

④ 医療職に係る特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
医務手当	市立病院に勤務し、診療、検診、若しくは患者に接する業務に従事した医師、技師の職員	99,379千円	医師 職位による 技師 2,500円【月額】
看護手当	市立病院に勤務し、看護又は患者に接する業務に従事した看護師、准看護師の職員	5,093千円	看護師 2,500円【月額】 准看護師 500円【月額】
準夜勤務手当 深夜勤務手当	深夜の一部、又は全部を含む正規の勤務時間に、看護等の業務に従事した職員	40,012千円	1回につき3,500円
能率手当	市立病院に常時勤務し、診療業務に従事して業務の能率をあげた職員	53,183千円	【医師】 入院、外来収入調定額の100分の2.5以内で管理者が別に定める基準により算定した額 【医師以外の職員】 入院、外来収入調定額の1000分の2.5以内で管理者が別に定める基準により算定した額
検診・出動手当	健診、講師派遣、予防接種、読影等の業務に従事した職員	7,006千円	業務の内容、従事した時間による

⑤ 時間外勤務手当

支 給 実 績(平成25年度普通会計決算)	65,566 千円
職員1人当たり平均支給年額	221,507 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績の決算年度と同じ年度の4月1日現在の
総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く)です。

⑥ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度普通会計決算)	平均支給年額 (平成25年度普通会計決算)
管理職手当	部長級 77,400円	異	支給額	29,924千円	748,100円
	課長級 60,000円	異	支給額		
扶養手当	配偶者:13,000円	同	－	36,151千円	224,540円
	配偶者なしの場合の配偶者以外:11,000円				
	上記以外:6,500円				
	特定期間の加算:5,000円				
住居手当	借家:27,000円(限度額)	同	－	15,195千円	261,983円
通勤手当	交通機関利用:実費	同	－	21,792千円	85,795円
	交通用具利用	同	－		
	片道 ～ 5km: 2,000円				
	〃 5～10km: 4,100円				
	〃 10～15km: 6,500円				
	〃 15～20km: 8,900円				
	〃 20～25km:11,300円				
	〃 25～30km:13,700円				
	〃 30～35km:16,100円				
	〃 35～40km:18,500円				
	〃 40～45km:20,900円				
	〃 45～50km:21,800円				
	〃 50～55km:22,700円				
	〃 55～60km:23,600円				
	〃 60km～ :24,500円				
単身赴任手当	定額 23,000円 (赴任地からの距離 片道60km以上) 赴任地までの距離に応じて加算額あり	同	－	0千円	0円
宿日直手当	日額 5,000円	異	支給額	1,235千円	9,427円
管理職員 特別勤務手当	管理職員が週休日等に勤務した場合 部長級 6,000円 課長級 4,000円	異	支給額	173千円	6,920円

(8) 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
		菊川市	類似団体における最高／最低額	
給 料	市 長	830,000円	1,010,000円	389,500円
	副 市 長	660,000円	800,000円	544,000円
	議 長	395,000円	500,000円	274,000円
報 酬	副 議 長	320,000円	450,000円	234,000円
	議 員	300,000円	420,000円	220,000円
期末 手当	市長・副市長	(平成25年度支給割合) 3.90 月分		
	議長・副議長・議員	(平成25年度支給割合) 3.00 月分		
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×在職年×支給率500/100	16,600千円	任期毎
		給料月額×在職年×支給率300/100	7,920千円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要(標準的なもの)

始業時刻	終業時刻	休憩時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
8:15	17:00	12:00～13:00	7時間45分	38時間45分

(注) 勤務の特殊性により、上記と異なる勤務時間が運用される場合があります。

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成25年1月1日～平成25年12月31日)

年次有給休暇は、1年ごとに20日与えられ、20日を超えない範囲の残日数は、翌年に繰り越すことができます。

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
9710日	1994日	246人	8.1日	20.5%

(注) 各日数は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの全期間に在職した市長部局の一般職の合計です。

(3) 育児休業等の取得状況

育児休業は、子が3歳に達する日までの期間を限度として勤務しないことができる制度であり、部分休業は、勤務時間の一部を勤務しないことができるものです。

なお、育児休業期間中は無給となります。

① 育児休業

平成25年度当初取得者	平成25年度途中取得者	平成25年度途中復帰者	平成25年度末取得者
22人 (17)	14人 (8)	15人 (14)	21人 (11)

(注) ()内の数字は、全体の該当者のうち病院職員の該当者数を表しています。

② 部分休業

平成25年度取得者	2人 (2)
-----------	--------

(注) ()内の数字は、全体の該当者のうち病院職員の該当者数を表しています。

(4) 介護休暇の取得状況

介護休暇は、長期にわたって介護が必要な家族を介護するための休暇であり、連続する6月の範囲内で取得することができます。

なお、介護休暇期間中は無給となります。

平成25年度取得者	0人
-----------	----

(5) 病気休暇・特別休暇の概要(平成26年4月1日現在)

病気休暇・特別休暇の種類と期間は次の表のとおりです。休暇によって1日、又は1時間を単位として取得することができます。

休暇の理由		期間
病 気 休 暇	公務上、通勤による負傷、疾病の場合	医師の証明書等に基づいて最小限度必要と認められる期間
	結核性疾患の場合	1年を超えない範囲において医師の証明書等に基づいて最小限度必要と認められる期間
	上記以外の負傷、疾病の場合	90日を超えない範囲内において医師の証明書等に基づいて最小限度必要と認められる期間
特 別 休 暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	裁判員、証人、参考人等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄提供のために必要な検査、入院等をする場合	必要と認められる期間
	社会に貢献する活動を行う場合(ボランティア休暇)	1年で5日の範囲内の期間
	結婚の場合	連続する5日の範囲内の期間
	産前休暇	出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)
	産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
	生後1年に達しない子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回、それぞれ30分以内
	配偶者が出産する場合	2日の範囲内の期間
	配偶者の出産に伴い子の養育を行う場合	産前産後の期間内で5日の範囲内の期間
	小学校就学前の子を看護する場合	1年で5日(子が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間
	要介護者を介護する場合	1年で5日(要介護者が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間
	忌引の場合	7日の範囲内でそれぞれ定める期間
	父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日以内
	夏季休暇	7月から9月までの期間内において原則連続する3日の範囲内期間
	災害により滅失した住居の復旧作業等の場合	必要と認められる期間
	災害又は交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間
	災害又は交通機関の事故等により通勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間
	生理日において勤務することが困難な場合	2日の範囲内でその都度必要と認められる期間
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑により母体又は胎児に影響を受ける場合	1日を通じて1時間を超えない範囲内で、必要な時間
	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が健康診査等を受ける場合	1回につき必要な時間
	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	適宜休息し、又は補食するために必要な時間
	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難な場合	必要な期間
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による感染症予防上必要な措置	必要と認められる期間

4 職員の分限及び懲戒処分状況(医療職を含む。)

(1) 分限処分

分限処分とは、職員の勤務実績がよくない場合や心身の故障など、その職責を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反して行う、不利益な身分上の処分、免職、休職、降任、及び降給があります。

平成25年度処分者数			
免職	休職	降任	降給
0人	4人(0)	0人	0人

(注) ()内の数字は、全体の該当者のうち病院職員の該当者数を表しています。

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、法令に違反した場合等、職員の職務上の義務違反に対して、任命権者が、公務員の秩序を維持するために行う制裁的処分、免職、停職、減給及び戒告があります。

平成25年度処分者数			
免職	停職	減給	戒告
0人	0人	0人	0人

5 職員の服務状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの服務上の制約が課せられています。

【職務専念義務の免除】

免除の対象となる主な場合

- ① 研修を受ける場合
- ② 健康診断を受ける場合
- ③ 地方公務員法第55条第8項に基づき、適法な交渉を行う場合
- ④ 職員がその職務の遂行上必要な試験を受検する場合
- ⑤ 消防団員に任命された者が火災等災害に出動した場合 など

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修

① 派遣研修

静岡県、(公財)静岡県市町村振興協会、静岡県建設技術監理センターなど各種研修機関への派遣

② 職場研修

ア 委託研修

階層別研修、専門研修などの開催

イ 自主研修

職場内の講師による新規採用職員研修、新規採用予定者研修などの開催

管理・監督者が日常業務を通じて行う職場研修など

③ 広域合同研修

御前崎市、牧之原市との3市合同による階層別研修、専門研修などの開催

④ 自己啓発

通信教育講座の活用 など

(2) 勤務成績の評定の状況

区 分	概 要
評価回数	年1回(評価基準日:2月1日) 対象期間:4月1日～3月31日
対 象 者	全職員(医療職、派遣中の職員等を除く。)
目 的	・職員の勤務の成績を統一的かつ客観的に評価し、その評価を基に職員の人材育成(能力開発)及び活用を図る。 ・公正な人事(処遇)により、職員が意欲を持ちより高い能力を発揮する職場環境の構築を図る。(組織力の向上)
評価方法	「業績評価」、「能力・態度評価」の2区分について、基礎評価者、1次評価者、2次評価者が客観的かつ公正な評価を行う。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の状況

本市では、地方公務員法で地方公共団体に義務付けられている福利厚生制度を実施しています。
また、共済組合は静岡県市町村職員共済組合に加入しています。

区 分		内 容
共 済 組 合	短期 給付	職員や被扶養者が病気やけがをしたとき、死亡したとき、出産したときなどに必要な給付を行います。一般の健康保険制度等に相当する制度です。 ○保険給付:療養の給付、出産費、埋葬料など ○休業給付:傷病手当金、育児休業手当金、介護休業手当金など ○災害給付:災害見舞金など
	長期 給付	職員が退職したとき、障害の状態になったとき、死亡したときに職員や遺族の生活の支えとして必要な給付を行います。一般の厚生年金等に相当する制度です。 ○退職共済年金:原則65歳から支給 ○障害共済年金・一時金:職員が在職中の病気やけがで障害の状態になったとき ○遺族共済年金:職員が死亡した時、遺族に支給
		○保健事業:健康診断助成、保養宿泊施設など ○貸付事業:普通貸付、住宅貸付など ○貯金事業
職員互助会		(名称) 菊川市職員互助会
		職員の会費により給付事業等を実施(会費:給料月額1.5/1,000) 市補助金と職員の会費により福利厚生事業を実施(市補助金:福利厚生事業実績額の1/2相当額)
主 な 給 付 事 業	弔慰金及び供物料	会員が死亡した場合 250,000円及び花環／会員の配偶者120,000円及び花環 父母(同居・喪主)60,000円及び花環／父母(不同居・実親)20,000円 祖父母(同居)20,000円 など
	結婚祝金	会員が結婚する場合 50,000円／会員の子が結婚する場合10,000円
	出産祝金	会員又は会員の配偶者が出産した場合 10,000円
	病気見舞金	会員が傷病等により入院3日又は自宅療養連続10日を要する場合 10,000円 配偶者、父母・子(同居)が傷病等により入院3日又は自宅療養連続10日を要する場合 7,000円 など
	災害見舞金	会員が災害により住居・家財等を消失した場合 5,000円～300,000円
	退職記念品	勤続年数により 10,000円～30,000円相当の記念品及び花束を贈呈
	表彰費	勤続年数が30年に達した職員に対し記念品を贈呈
福利厚生事業		クラブ助成事業、インフルエンザ予防接種助成事業、メンタルヘルス対策事業 など

(2) 公務災害の認定状況

職員が公務や通勤途上で負傷、障害、死亡等の災害を受けた場合に、公務災害補償制度により、その災害によって生じた損害の補填(補償)と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業(福祉事業)を行うことを目的としています。

具体的には、地方公務員災害補償法によって定められています。

平成25年度認定状況	7件
------------	----